

○菊池市文化芸術行事等出場報奨金交付要綱

平成31年4月23日

教育委員会告示第6号

菊池市文化芸術行事等出場報奨金交付要綱(平成29年教育委員会告示第4号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要綱は、菊池市に在住する者が文化芸術活動の一環として開催される文化芸術の全国行事及び国際行事に出場するに当たり、予算の範囲内において菊池市文化芸術行事等出場報奨金(以下「報奨金」という。)を交付するものとし、その交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象となる行事、報奨金の額及び交付対象者)

第2条 この報奨金の交付対象となる行事(以下「行事」という。)及び報奨金の額は、別表に定めるものとする。ただし、同表中2及び3については、公的機関又はこれに準ずる団体等が主催するものに限るものとする。

2 この報奨金の交付対象者は、当該行事の規定により登録された個人及び当該行事の構成員として認められた指導者(2名まで)とする。

3 報奨金を交付する回数は、1年度につき1人1回までとし、同一年度に行われた複数の行事を2年度にわたり交付することはできないものとする。また、同一年度において既に交付を受けた額より上位の行事に出場し、別表に規定する報奨金の額に差額が生じたときは、その差額の分について追加交付できるものとする。

(申請手続)

第3条 報奨金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、特別な理由がない限り、行事終了後6箇月以内に、菊池市文化芸術行事等出場報奨金交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次に定める関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 当該行事の開催要項

(2) 行事に出場したことが分かる書類(トーナメント表や賞状の写し等)

(3) 報奨金交付請求書(様式第2号)

(4) その他市長が特に必要と認める書類

(交付)

第4条 市長は、交付申請書類の提出があったときは、内容を審査し、適当であると認めるときは、第2条に定める額を申請者に支払うものとする。

(報奨金の返還)

第5条 市長は、申請者が偽りその他不正な手段により報奨金を受けたときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の菊池市文化芸術行事等出場報奨金交付要綱の規定によりなされた報償金の申請手続その他の行為については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

交付対象となる行事		報奨金の額
1	・世界行事及びアジア行事※日本代表として出場したとき	30,000円
2	・上記1以外の国際行事(東アジア行事や一部地域のみ国際行事) ・国民文化祭 ・高等学校総合文化祭の全国行事 ・予選のある全国行事(前年又は今年開催の行事成績優秀者として推薦され出場した全国行事を含む。)	20,000円
3	・九州行事、西日本行事及び東日本行事 ・その他、市長が文化芸術振興に必要と認める行事	10,000円
4	・記念行事及び招待行事 ・親善や交流的な要素が高い行事(公的機関及び公益財団法人等の主催行事は、行事名称に親善や交流の標記があっても、予選を経た行事である場合は、上記1・2・3の交付対象の取扱いとする。) ・国際行事であっても、国内からのエントリー数が3分の1以上となる行事 ・地元開催であるための推薦枠であった場合	交付対象外

様式第1号(第3条関係)

菊池市文化芸術行事等出場報奨金交付申請書

菊池市長 様

本書のとおり実績を添えて申請します。

年 月 日

申請者	所属名	
	氏名	印
	住所	
	電話	
出場行事	行事名	
	日時	年 月 日 ~ 年 月 日
	会場	都・道 府・県
	結果	
出場の経緯	予選行事名	
	予選結果	
備考		

私の世帯では市税等の未納がなく、また申請内容に虚偽がないことを誓約します。

氏名(世帯主) _____ 印

担当課入欄

※提出書類(必須)

出場する行事の開催要項 行事に出場したことが分かる書類(トーナメント表や賞状の写し等)を添えて提出してください。

交付決定額	円	交付日	年 月 日
-------	---	-----	-------

様式第2号（第3条関係）

菊池市長 様 （申請者） 住 所： 氏 名： 報 奨 金 交 付 請 求 書 菊池市文化芸術行事等出場報奨金交付要綱に基づき、次のとおり請求します。 請求額 : 金 円	年 月 日
名 称	菊池市文化芸術行事等出場報奨金
交付決定額	金 円
振 込 先	銀行等名称 : _____ 支店等名称 : _____ 口座種類 : _____ 口座番号 : _____ 口座名義人 : _____ フリガナ : _____
備 考	

書類の提出方法	紙・電子メール
---------	---------

書類発行責任者		電話番号	
担当者		電話番号	

※書類発行責任者と担当者は、同一人物でも可能です。

※書面の真正性（請求内容が正しいかどうか）を担保するため電話等で確認を行う場合があります。

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条関係)